

平成28年度境港市介護保険運営協議会（第4回） 会議録

■ 日 時：平成29年2月24日（金）午後1時30分～2時15分

■ 場 所：境港市役所 第一会議室

■ 日 程

- 1 開会
- 2 運営協議会の運営について
(1) 会長あいさつ
- 3 報告事項
(1) 第6期介護保険事業計画における施設整備について
(2) 第6期介護保険事業計画における高齢者の生活支援体制について
- 4 協議事項
(1) 地域密着型サービス事業所の指定について
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について
- 5 その他
- 6 閉会

■ 出席者（敬称略）

（委員）足田 京子、市場 美帆、伊東 征子、稲賀 潔、遠藤 勲、鷓鴣 一輔、高木 敏行、山本 英輔、渡邊 はるみ

（事務局）

浜田 壮（福祉保健部長）、沼倉 加奈子（長寿社会課長）、
真木 由紀子（長寿社会課高齢者福祉係長）、井上 千恵（同介護保険係長）

欠 席： 1 名（高松 武美）

■ 会議録（要旨）

- 1 開会（沼倉長寿社会課長）（13:30）
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項

【会 長】 日程3の報告事項に入ります。「第6期介護保険事業計画における施設整備について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 「第6期介護保険事業計画における施設整備について」説明します。
第6期計画において小規模多機能型居宅介護事業所を1箇所整備することになっておりますが、第2回の介護保険運営協議会でお話したように今年度2回の公募で応募がなかったため、再公募を行います。募集の概要については、前回の公募と同じで登録定員は25名以上でサテライト型も可能として

います。今後のスケジュールといたしましては、現在公表しています公募要領に基づき4月5日から4月28日まで公募の受付を行い、応募があれば5月に介護保険運営協議会を開催し、事業者の決定を行うこととなります。2の整備予定施設の待機者の状況にありますように引き続き小規模多機能型居宅介護事業所の稼働率は高い状況が続いていますので、事業者の応募につなげるよう今回の公募要項は、ホームページで公開すると同時に境港市内で介護保険サービスを営む法人と米子市内で地域密着型サービスを営む法人に郵送しています。

【会 長】 ただ今、「第6期介護保険事業計画における施設整備について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

【委 員】 待機者の状況で高い稼働率が続いているということですが、どの程度待機がありますか。

【事務局】 小規模多機能型居宅介護は、通い・泊まり・訪問を組み合わせたサービスですので空きがなければその他の居宅サービスを組み合わせて利用されるため待機者として把握するのは難しいですが、現在申込みがあっても受け付けできないこともあると現存の事業所から聞き取っています。

【会 長】 それでは、次に「第6期介護保険事業計画における高齢者の生活支援体制について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 報告事項②第6期介護保険事業計画における高齢者の生活支援体制について報告いたします。第6期計画の「認知症対策」、「包括ケアの推進」において位置づけております認知症初期集中支援事業及び生活支援体制整備事業について、平成29年度から取り組む予定としております。

資料1ページをご覧ください。

始めに、認知症初期集中支援事業ですが、これから高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加していくことが見込まれる中、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わり、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築するものです。

具体的には①「認知症初期集中支援チームの設置」と②「認知症地域支援推進の配置」をいずれも市の中に置く予定としております。

認知症初期集中支援チームは、医療や介護系の複数の専門職からなるチーム員が、認知症が疑われる人や家族を訪問し、認知症の専門医に助言や指導を受けながら、本人や家族へ医療機関への受診勧奨やサービスの導入など必要な支援を行うものです。認知症地域支援推進員は、認知症の人や家族への相談支援、医療機関・介護サービス事業所・包括支援センター、初期集中支援チームといった関係機関との連携を図り、支援していきます。

続いて、資料3ページをご覧ください。生活支援体制整備事業です。

高齢者が地域で生活を継続していくために必要な支援について、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域の方と一緒に地域におけるニーズや資源の把握、資源の開発や関係者のネットワーク化などを行い、地域における生活支援体制を整備していくものです。

業務は、コーディネーターの配置を含め境港市社会福祉協議会に委託する予定としております。

【会 長】 ただ今、「第6期介護保険事業計画における高齢者の生活支援体制について」説明がりましたが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

【委 員】 支援の対象者が医療・介護サービスを受けていない者となっておりますが、そのような人をどうやって把握するのでしょうか。

【事務局】 包括支援センターに寄せられる相談から把握していきたいと思います。

【委 員】 認知症初期集中支援事業と生活支援体制整備事業は同じチームで行うのですか。

【事務局】 認知症初期集中支援事業は市で行い、生活支援体制整備事業は社会福祉協議会に委託します。認知症初期集中支援事業は、地域で困っておられる方について医師や認知症地域支援推進員を含めてチーム会議を開き支援方針について検討し早期の支援につなげていくものです。

【委 員】 認知症初期集中支援チームとかかりつけ医の連携はどのようにしていくのですか。

【事務局】 かかりつけ医がいても対応に苦慮しておられる方もいらっしゃるので、チーム員の認知症専門医に相談したりしていきます。

【委 員】 認知症専門医以外のかかりつけ医がチームを利用して認知症専門医と連携を図ることも可能ですか。

【事務局】 可能です。

【会 長】 他にご意見等がないようでしたら、日程4の協議事項にうつります。

4. 協議事項

【会 長】 日程4の協議事項に入ります。「地域密着型サービス事業所の指定について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 「地域密着型サービス事業所の指定について」説明します。

現在2つの事業所から地域密着型サービス事業所の指定申請が出ています。

1つ目は第2回の介護保険運営協議会でご審議いただいたグループホームです。指定申請の概要にありますとおり外江町のバッティングセンター裏に建設中で引渡予定は3月1日です。設置主体は、さいたま市の株式会社ビジュアルビジョンで2ユニット定員18人です。その概要について説明します。ここで1箇所訂正があります。介護職員が常勤4名、非常勤2名の配置予定となっておりますが、正しくは常勤1名、非常勤6名の配置予定です。申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。介護職員は利用者3人に対して1人の配置が必要ですが、5.3人が配置されています。次に代表者及び管理者ですが、厚生労働省の指定する研修修了者が配置される予定です。計画作成担当者は、ユニットごとに1人配置予定のうち1人は介護支援専門員であることを確認しています。続いて設備について説明しますので2ページをご覧ください。居室等の数及び面積は表のとおりであり、すべての居室が基準の7.43㎡を満たしていることが確認できます。また、消防法で義務づけられているス

プリンター、自動火災警報装置についても設置されており、消防計画も確認しています。次に運営基準ですが、2ヶ月に1度義務づけられている運営推進会議について地域の代表者である自治会長や民生委員も含んだ構成員で開催する予定になっています。また、協力医療機関としてうえひら内科ペインクリニックと小徳歯科クリニックと契約を結んでいます。以上、申請内容については指定基準を満たしていることを確認しています。

次に地域密着型通所介護事業所の指定申請についてです。資料の3ページを開いてください。グループホームと同じく外江町で予定しており、事務所は既存建物を改修したものです。この事業所の特色はマシンを使った機能訓練型の短時間デイサービスということであり、要支援者については総合事業で受入をする予定です。午前午後でそれぞれ定員18人となっており、食事の提供や入浴はありません。人員基準については、介護職員・看護職員・生活相談員・機能訓練指導員及び管理者が基準を満たして配置されます。このうち看護職員と機能訓練指導員、管理者と生活相談員は兼務で配置予定です。つづいて設備基準については、54㎡以上なければならない食堂及び機能訓練室は115.48㎡あります。また、静養室・相談室も備えています。運営基準ですが、6ヶ月に1度義務づけられている運営推進会議について自治会長、民生委員などにご出席いただくことになっています。その他消防計画や苦情処理体制なども確認しています。

- 【会 長】 ただ今、「地域密着型サービス事業所の指定について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。
- 【委 員】 指定はいつの予定ですか。
- 【事務局】 グループホームは3月31日、地域密着型通所介護は4月1日の予定です。
- 【委 員】 通所介護は週に何回利用できるか決まっていますか。
- 【事務局】 介護度や利用者の状態に合わせたケアプランに基づき回数が決まります。
- 【会 長】 ご意見等がないようでしたら、この2事業所の指定についてご承認いただけますでしょうか。
- 【委 員】 （承認）
- 【会 長】 つぎに「介護予防・日常生活支援総合事業の実施について」事務局から説明をお願いします。
- 【事務局】 初めに介護予防・日常生活支援総合事業の事業体系を説明します。1ページ真ん中から上の部分が総合事業になりますが、現在訪問型・通所型サービスについては今年度から介護予防サービスと同様の形で実施しています。高齢者の増加に伴いサービス利用の増加も見込まれますので、介護サービス事業所のサービスに限らず多様な主体によるサービス提供も必要となってきます。そこで、本市では平成29年度から訪問型サービスにつきましては③の住民主体による支援、通所型サービスにつきましては②の緩和した基準によるサービスを開始する予定としています。さらに一般会計事業として生活支援サービス事業も平成29年度から開始予定です。つぎに、今年の4月から

実施しています総合事業の4月から12月までの実績について報告します。予防給付と総合事業の実績をのせていますが、利用者が平成27年度と比べて月単位で1から3名程度の微増になっています。給付額につきましては、訪問介護が150万円余、通所介護が400万円余の減額になっています。これは総合事業の単価を1回ごとの単価設定にした影響だと考えます。つづいて、新たに予定しているサービスについて説明します。新たな訪問型サービスですが、シルバー人材センターに委託でお願いしたいと考えています。サービス内容は、室内清掃・洗濯・調理といった家事援助サービスで、利用回数は現行の訪問介護と同様、サービス単価は1回1時間あたりの単価設定を考えています。利用者負担も現行と同様でサービス単価の1割又は2割と考えています。新たな通所型サービスについては社会福祉法人こうほうえんと境港市社会福祉協議会への委託という形で考えています。サービス内容は、現在両法人に委託している介護予防筋力向上トレーニング事業と同じ内容で器械を使った運動や体操、ストレッチといった運動を中心としたものです。利用回数は現行の通所介護と同等の回数を予定しています。サービス単価は1人1回あたりの単価設定とし、利用者負担割合も1割又は2割となる予定です。つづいて生活支援サービス事業についてです。こちらは総合事業とは別に一般会計で行います。先ほどの訪問・通所型サービスとの大きな違いは、総合事業の対象者が要支援の認定を受けた方や事業対象者という認定を受ける可能性が高い方であるのに対し、生活支援サービス事業では対象者の限定をしないこととなります。介護サービス事業所などの専門の方でなく地域の方でもしていただける内容で事業実施を考えており、まずはごみだしを自治会やことぶきクラブ、地区の社会福祉協議会にご協力いただける団体にごみだしのサービスをしていただいて1世帯あたり月額単価の設定を団体に委託料を支払う予定にしています。

【会 長】 ただ今、「介護予防・日常生活支援総合事業の実施について」説明がありましたが、ご質問・ご意見等があれば、お願いします。

【委 員】 生活支援サービス事業は具体的にどのようにしていくのでしょうか。

【事務局】 地域によって状況が違うので、全地区一斉にではなくできる地域から少しずつと考えています。ことぶきクラブであれば単位クラブ、自治体であれば区の自治体と契約をしていきたいと思っています。

【委 員】 具体的には市役所との話し合いで出来上がっていくのでしょうか。

【事務局】 ごみステーションも自治会の班単位であることから自治会がメインになるのではないかと考えています。ごみの回収と同時に見守りもしていただくという内容を単位自治会やことぶきクラブの単位クラブで契約していければと思います。一月を通してその家庭にかかわっていただけるといいと思っています。

【委 員】 サービス内容はごみだしのみとなっていますが、その他はありますか。

【事務局】 まずはごみだしから入らせていただければと思っています。

【委 員】 蛍光灯の交換を頼まれたりすることもありますので、今後内容が広がって

いくのかなと感じます。

【事務局】 地区によって違いが出るのも困ると思いますのでまずはごみだしからしていきたいと思っています。

【委員】 ごみだしの希望は多いですか。

【事務局】 地域の関係をつくっていくというところからという声をいただいています。

【委員】 分別したゴミを運ぶだけですか。

【事務局】 そのとおりです。

【委員】 サービスを提供する団体が決まったら広報したほうがいいと思います。

【会長】 ご意見等がないようでしたら、「介護予防・日常生活支援総合事業の実施について」ご承認いただけますでしょうか。

【委員】 (承認)

5 その他

【会長】 日程5「その他」に移りますが、事務局から何かありますか。

【委員】 民生委員協議会の会長が代わりましたが、委員も代わった方がいいでしょうか。

【事務局】 新しい会長とご相談のうえ、ぜひ引き続きよろしくお願いします。

6 閉会(14:15)

【会長】

それでは全ての日程が終了しましたので、これをもちまして本日の会は閉会といたします。皆様お疲れさまでした。